

ブリッジ企画

働き方改革と

弁護士の役割

—労働者側・使用者側双方の弁護士の立場から

2020年4月21日(火)

13:20-15:00

場所

1号館3階132教室

講師

山本 健司 (本学法科大学院特任教授、大阪弁護士会)

塩見 卓也 (本学法科大学院特任教授、京都弁護士会)

コメンテーター

渡邊 賢 (本学法学研究科教授)

2018年6月に『働き方改革関連法』が成立しました。しかし、残念ながら、世の中には「ブラック企業」や「ブラック労働」が数多あり、「ブラック」の犠牲者となる人も少なくありません。では、「ブラック」の実態はどうなっているのでしょうか。また、「働き方改革関連法」は、その実態に少しでも切り込むものとなっているのでしょうか。今回の企画では、「ブラック」の犠牲者となった労働者の救済で活躍している塩見弁護士と、「ブラック」化しないようにコンプライアンスの観点から企業に種々の助言を与えている山本弁護士を講師に迎え、「ブラック」の実態を浮かび上がらせながら、法と弁護士の役割を考えます。

法律実務家をめざしている法科大学院生はもちろん、

法律実務家をめざす学部生や

労働問題に関心をもつ学部生 (入学したばかりの1回

生も大歓迎!) も、ふるってご参加ください!!

事前申し込み不要。当日は直接会場におこしください。

ブリッジ企画とは

法科大学院では、法律を体系的に理解し、それを現実に起きる紛争に応用する能力の修得が求められます。本学においても、この目的に沿ったカリキュラムが組まれています。現実の紛争は多様であり、理論と実務との間で互いに検討すべき課題が多くあります。この理論と実務との架け橋をはかる企画がブリッジ企画です。

講師紹介

山本健司 (やまもと・けんじ)

1989年大阪市立大学法学部卒業。1991年弁護士登録。現在は北浜法律事務所パートナー。担当した事件として、貸金業者の債務者に対する取引履歴の開示義務が争われた過払金請求事件(最判平成17・7・19民集59巻6号1783頁掲載)などがある。著書に『中小企業法の理論と実務(第2版)』(民事法研究会)(分担執筆)などが、また研究業績として「松下PDP最高裁判決以降の黙示の雇用契約成否に関する裁判例の動向」(経営法曹54号、2011年)などがある。2015年4月から2015年3月まで大阪弁護士会副会長。

塩見卓也 (しおみ・たくや)

2005年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻中退。2006年弁護士登録。現在は市民共同法律事務所勤務。担当した事件として、京都市内の古刹で調理人として勤務していた労働者が過労によりうつ病となったことにつき残業代や損害賠償などの支払いを認めさせた事例(京都地判平成28・4・15労働判例1143号52頁(控訴審で和解))などがある。著書に『労働者派遣と法』(日本評論社)(分担執筆)などが、また研究業績として「裁量労働制の提案はなぜ失敗したのか」(法学セミナー762号、2018年)などがある。日本労働法学会、民主主義科学者協会法律部会などに所属。

主催：大阪市立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

後援：大阪市立大学法学会